11―3　タイヤ

⑴　品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

2　「転がり抵抗係数」の試験方法は、ＪＩＳ　D4234による。

3　判断の基準①については、ＥＵ規則「Wet　Grip　グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

4　判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成２年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

⑵　目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

11―4　エンジン油

⑴　品目及び判断の基準等

２サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC_{50}値が100mg／１以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10―d windowを適用しない。

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

・301Ｂ（CO_2発生試験）

・301Ｃ（修正ＭＩＴＩ⑴試験）

・301Ｆ（Manometric Respirometry試験）

※ＡＳＴＭ（アメリカ材料試験協会）

・D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

・D6731（密閉respirometer中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

2　魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※ＪＩＳ（日本工業規格）

・K0102（工場排水試験方法）

・K0420―71シリーズ（10、20、30）

（水質―淡水魚［ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科）］に対する化学物質の急性毒性の測定―第１部：止水法、第２部：半止水法、第３部：流水法）

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）

・203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ＡＳＴＭ　D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたＷＡＦ（水適応性画分）やＷＳＦ（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間LL_{50}値が100mg／１以上であること。

⑵　目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

12．消火器

⑴　品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ①消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 ②製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ＡＢＣ）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年９月17日自治省令第27号）」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2　「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。